ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	
［略］	［略］
第四十四条第二項第三号	［略］
第四十四条第二項第十号	前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
第四十四条第四項	［略］
［略］	［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで及び第七十三条の二（同令第六十条第一項第三号ロ、同項第六号及び第十四号ロ、第三項第十号及び第十一号、第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］
第六十条第一項第十四号	十四　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
［略］	［略］

は、当該一時金の返還方法	
［同上］	［同上］
第四十四条第二項第三号	［同上］
第四十四条第四項	［同上］
［同上］	［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　［同上］

［同上］	［同上］
第六十条第一項第十四号	十四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
［同上］	［同上］

［同上］	［同上］
第六十条第一項第十四号	十四　次のイに掲げる者の区分に応じ、当該イに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二
［同上］	［同上］